過誤納金還付請求権譲渡通知書（自動車税用）

令和　　年　　月　　日

佐賀県　　県税事務所長　　様

譲　渡　人
（納税義務者）

住　所
（所在地）

氏　名　　実印
（名称、役職及び氏名）　　（法人の場合は代表者印）

電 話 番 号（　　）　　－

下記の自動車税過誤納金（延滞金を含む）の還付請求権を、次の者へ譲渡したので通知します。

自動車税の課税年度	登　録　番　号	抹　消　等　年　月　日
平成 令和　　年度	佐賀	平成 令和　　年　　月　　日

譲　受　人
（還　付　先）

郵 便 番 号（〒　　－　　）

住所（所在地）

フ リ ガ ナ

氏 名（名称）　　印

電 話 番 号（　　）　　－

振込先口座（譲受人名義の口座に限ります）			
金　融　機　関　名	本　・　支　店　名	預　金　種　別	口　座　番　号
		普通　・　当座	
フリガナ（必ず記入）			
口　座　名　義　人			

※ゆうちょ銀行は振込み専用口座を記入してください

注意事項（必ずお読みください）

① この通知書は、抹消登録等を行った**翌月10日までに必着**するよう提出してください。**抹消登録が済んでいない場合は、受理できません。**（抹消登録日を必ず記入し、抹消が確認できる書類の写しを添付してください。）
提出期限を過ぎると納税義務者に還付されます。

② 譲渡人は、個人・法人とも登録印（実印）を押印し、必ず印鑑証明書（写しで可）を添付してください。
ただし、過誤納金の発生原因が、譲受人が代納したことによる重複納付の場合については、印鑑証明書の添付を省略できますが、重複納付した**領収証書（原本）**を添付してください。
なお、譲渡人本人が窓口に提出する場合は、印鑑証明書は不要ですが、本人確認ができる運転免許証などをご提示ください。

③ **譲渡人の氏名・住所に変更がある場合は、戸籍謄（抄）本・住民票（写しで可）等変更の事実が確認できる書類を添付**してください。変更の確認ができない場合は、この通知書を受付できません。

④ **譲渡人（納税義務者）の死亡の場合は、添付書類が異なりますので、事前に県税事務所にお問い合わせください。**

⑤ 債権譲渡人に未納の徴収金（県税等）がある場合は、地方税法第１７条の２ 第１項の規定により、当該未納の徴収金に**充当されるため、譲受人へ還付されないことがあります。**
（充当された結果については、譲渡人及び譲受人宛に通知されますのでご注意ください）
なお、当該還付金に係る延滞金への充当だけの場合は、譲渡人への通知は省略します。

⑥ 佐賀ナンバーの抹消登録であっても、同一年度内に県外から転入した自動車については、その年度分の自動車税の納付が行われた都道府県において、当該自動車税の納税義務者に対して還付が行われます。

⑦ **記載事項に不備のあるもの、印影の不鮮明なものは受付できません。**

※ 記載していただいた個人情報は、県税の賦課徴収、還付・充当の目的以外には利用しません。